

## 貸仮想通貨サービス約款

### 第1条（本約款の適用）

- 1 この約款（以下「本約款」といいます。）は、GMOコイン株式会社（以下「当社」といいます。）がおお客様との間で行う個別の貸仮想通貨取引に関して、当社とおお客様との間において締結される個別契約に共通して適用されるものとしします。
- 2 本約款及び個別契約（本約款と個別契約を以下「本約款等」と総称します。）に定めのない事項については、「GMOコインサービス基本約款」の定めに従うものとしします。また、本約款と個別契約の規定が異なるときは、個別契約の規定が本約款の規定に優先して適用されるものとしします。

### 第2条（定義）

本約款における用語は、GMOコインサービス基本約款に定めるほか、以下の各号に定める意義を有するものとしします。

#### （1）対象通貨

貸仮想通貨取引の対象となる仮想通貨として、当社が指定する仮想通貨をいいます。

#### （2）貸仮想通貨取引

お客様が、当社に仮想通貨を貸し出し、当社がおお客様に対して、借り入れた対象通貨と同種、同等、同量の仮想通貨を返還する消費貸借取引をいいます。

#### （3）募集要項

個別の貸仮想通貨取引にかかる条件を定めた要項をいいます。

#### （4）個別契約

個別の貸仮想通貨取引に関して、本約款及び募集要項並びにお申し込み内容に基づいて当社とおお客様との間において締結される契約をいいます。

#### （5）貸借期間

実行日から決済日までの期間をいいます。

#### （6）実行日

貸借期間の開始日として、個別契約において定める日をいいます。

#### （7）実行時点

実行日における、当社が別途指定する時点をいいます。

#### （8）決済日

貸借期間の終了日として、個別契約において定める日をいいます。

#### （9）貸借数量

当社がお客様から借り入れる対象通貨の数量として、個別契約において定める数量をいいます。

(10) 貸借料率

貸借料の算定に用いる料率で、個別契約において定める率をいいます。

(11) 貸借料

貸仮想通貨取引に関して当社がお客様に対して支払う貸仮想通貨取引の対価で、下記の計算式によって計算されるものをいいます。なお、後落としによる片端及び1年を365日とした日割り計算として、除算は最後に行い、当社が定める最小取引単位未満は切り捨てます。

【貸借料計算式】

$$\text{貸借料} = (\text{貸借数量} \times \text{貸借期間 (日)} \times \text{貸借料率}) / 365$$

(12) 解約手数料

お客様が第9条に従って個別契約を解約した場合に当社に対して支払う手数料で、下記の計算式によって計算されるものをいいます。なお、後落としによる片端及び1年を365日とした日割り計算として、除算は最後に行い、当社が定める最小取引単位未満は切り捨てます。

【解約手数料計算式】

$$\text{解約手数料} = (\text{貸借数量} \times \text{貸借期間 (日)} \times \text{貸借料率}) / 365$$

**※第9条の定めにもかかわらず、解約手数料の計算に関しては、個別契約において指定された実行日から決済日までの期間を貸借期間として取り扱いません。実行日から中途解約日までの実日数をもって貸借期間とするものではありませんので、ご注意ください。**

第3条（自己責任の原則）

お客様は、貸仮想通貨取引に関し、本約款等及び当社ウェブサイト上の取引ルールを熟読し、貸仮想通貨取引の仕組みやリスクを十分に理解した上で、お客様ご自身の判断と責任において貸仮想通貨取引を行うものとします。

#### 第4条（申し込み）

- 1 当社は、当社ウェブサイト上において募集要項を公表した上で、個別契約の締結を希望するお客様からのお申し込みを受け付けます。
- 2 お客様は、個別契約の締結を希望する場合、本約款等をよく読みこれらに同意した上で、当社の定める方法で申し込むものとします。
- 3 当社は、先着順、又は抽選の方法により、個別契約締結のお申し込みを受け付ける場合があります。なお、抽選の方法による場合で抽選を公平に執行することができない事由があると当社が判断した場合、又はお客様からのお申し込みにかかる貸借数量の合計数が募集要項に定める貸借数量の総数に達した場合等には、事前に予告することなく、お申し込みの受付の全部又は一部の停止若しくは中止その他の合理的な措置を講じることがあります。
- 4 当社は、お申し込み（抽選に当選されたお客様からのお申し込みを含みます。）について審査を行うことがあります。当社は第3項に定める抽選の内容及び抽選結果、審査の内容、結果、お申し込みをお断わりした理由その他お申し込みの受付及び審査に関する内容をお客様に通知し、又は開示する義務を負いません。
- 5 当社は、お申し込みを承諾する場合は、その旨をお客様に対して通知します。当該通知をお客様が受領された時点で個別契約が成立します。
- 6 当社は、以下の各号に定める場合は、既にされたお申し込みの取消、又はお申し込みの受付の全部又は一部の停止若しくは中止その他の合理的な措置を講じることがあります。本項に定める措置を講じたことによりお客様に生じる損害について当社は一切責任を負いません。
  - (1) 当社が対象通貨の取引を中止した場合
  - (2) 対象通貨と同一の仮想通貨、貸借数量の仮想通貨を入手することが不能又は著しく困難となった場合
  - (3) 対象通貨の取引価格が著しく変動した場合
  - (4) お客様の保護のために必要であると当社が判断した場合
  - (5) 前各号のほか当社が貸仮想通貨取引を行うことが不適當であると判断した場合

#### 第5条（貸仮想通貨取引の実行及び返還）

- 1 お客様が当社に貸し付ける対象通貨、貸借料その他貸仮想通貨取引に関する対象通貨及び金銭の授受は、全てお客様が当社において開設したお客様専用の口座（以下「お客様口座」といいます。）と当社の口座との間において行うものとします。
- 2 お客様は、実行日の前日又は当社が別途指定する日までに、「GMOコインサービス基

本約款」に従ってお客様口座を開設した上で個別契約に定める貸借数量分以上の対象通貨を送付しておくものとします。

- 3 当社は、実行時点において、個別契約に定める貸借数量分の対象通貨をお客様口座から当社の口座に送付する方法により貸仮想通貨取引を実行します。当該実行により、貸借期間が開始するものとします。なお、実行時点におけるお客様口座の対象通貨の残高が貸借数量に満たない場合は、貸仮想通貨取引は実行されず、個別契約は自動的に解除されるものとします。
- 4 当社は、決済日において、お客様から借り入れた対象通貨と同種、同等、同量の仮想通貨をお客様口座に送付する方法で返還します。
- 5 前項の定めにもかかわらず、当社は、お客様に対して事前に通知することにより、決済日前に、借り入れた対象通貨の全部又は一部を返還することができるものとします。この場合は、現に返還した日を決済日として取り扱うものとし、かかる取り扱いによりお客様に生じる損害について当社は一切責任を負いません。
- 6 お客様は、個別契約の存続中、対象通貨を売却又は送付することはできません。

#### 第6条（貸借料）

当社は、決済日に一括して貸借料を支払います。貸借料は、借り入れた対象通貨と同一の仮想通貨により、お客様口座に送付する方法で支払います。

#### 第7条（同意事項）

お客様は、貸仮想通貨取引に関して、以下の各号に定める事項に同意するものとします。

- （1）貸仮想通貨取引は預金に類似する商品ではなく、また預金保険の対象にもならないこと。
- （2）貸仮想通貨取引に関して、当社が担保を差し入れないこと。
- （3）貸仮想通貨取引は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。その後の改正を含む。以下同じ。）に基づく仮想通貨交換業に該当するものではなく、お客様が当社に対して貸し付ける仮想通貨は、同法に基づく分別管理の対象とはならないこと。
- （4）当社が破綻した場合は、お客様が当社に対して貸し付けた仮想通貨が返還されない場合があること。
- （5）実行日と決済日における対象通貨の取引価格が変動した場合でも、当社の義務は、本約款等に従って借り入れた対象通貨と同種、同等、同量の仮想通貨を返還すること、及び貸借料を支払うことに限られ対象通貨の価格変動に伴うリスクはお客様が負担すること。

#### 第8条（ハードフォーク等）

- 1 貸借期間中において、対象通貨についてハードフォークが行われた場合でも、当社は対象通貨の追加借入、返還その他の義務を追いません。
- 2 貸借期間中において、当社が対象通貨の取引を中止した場合、対象通貨と同一の仮想通貨、貸借数量の仮想通貨を入手することが不能又は著しく困難となった場合、当社は、借り入れた対象通貨の返還及び当該対象通貨による貸借料の支払とともに、又は借り入れた対象通貨の返還及び当該対象通貨による貸借料の支払に代えて、借り入れた対象通貨にかかる決済日における対象通貨の当社の取引価格により円換算した額をお客様に支払うことができるものとします。この場合、日本円で支払うことにより、当社のお客様に対する対象通貨の返還義務及び貸借料の支払義務は消滅します。
- 3 前二項に定める取り扱いによりお客様に生じる損害について当社は一切責任を負いません。

#### 第9条（お客様による解約）

- 1 お客様は、当社に対して解約希望日（土日祝日を除きます。）の17時までに通知し、かつ解約手数料を支払うことにより、個別契約を解約することができるものとします。
- 2 前項に従ってお客様が本契約を解約した場合、当社は、当社が解約のお申し出を受け付けた日から5営業日以内に、お客様から借り入れた対象通貨と同種、同等、同量の仮想通貨をお客様口座に送付する方法で返還します。また、当社は、貸借料を支払いません。
- 3 第1項に定める解約手数料は、前項に従って当社がお客様に返還する仮想通貨から控除する方法で支払われるものとします。

#### 第10条（債務不履行等による解除）

- 1 お客様は、当社がGMOコインサービス基本約款第17条（解約等）第1項各号に定める事由に該当した場合は、事前の通知、催告等を要することなく、直ちに本約款等に基づく貸仮想通貨取引を中止し、また個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- 2 前項に基づいてお客様が解除権を行使した場合は、当社は、遅滞なく、お客様から借り入れた対象通貨と同種、同等、同量の仮想通貨をお客様口座に送付する方法で返還し、また解除日を決済日として計算される貸借料をお客様に支払います。
- 3 GMOコインサービス基本約款第17条（解約等）第1項乃至第4項、及び前条第2

項（但し、解除日を決済日として取り扱います。）の各規定は、貸仮想通貨取引に準用します。

以上